

オーストラリア型財政調整による地方交付税改革*

竹本 亨†

(明海大学 経済学部)

鈴木 明宏‡

(人文学部 法経政策学科)

概要

本稿は、現在の地方交付税制度とオーストラリアの財政調整制度を日本に取り入れた場合との比較を行った。地方交付税による国から都道府県と市町村への財政移転をオーストラリア型に置き換えた場合をシミュレーションし、47都道府県と3,200市町村の財政格差がどのようになるか分析した。その結果、調整の原資が十分な場合には、オーストラリア型財政調整は行政コストを考慮した歳入の格差を縮小させることが分かった。

1 はじめに

オーストラリアは連邦制国家であり、単一国家の日本とは中央政府と地方政府の関係は本質的に異なるが、政府間の財政関係において似た点も多い。その1つは、中央政府よりも地方政府の方が最終的な公共サービスの供給額は大きいにもかかわらず、税収ではそれが逆転し中央政府の方が大きいという垂直的財政不均衡が存在するという点である。オーストラリアの2005-06財政会計年度¹⁾において、政府の歳出割合は連邦政府34%、州政府50%、基礎的自治体10%²⁾であるのに対して、税収割合は連邦政府82%、州政府15%、地方政府3%となっている。さらに2つ目として、地方政府同士においても経済力に差があったり、規模の差から一人当たり供給コストに差が発生したりするため、大きな水平的財政不均衡が存在する点である。このような状況であるため、両国ともその垂直的財政不均衡を是正するために、中央政府から地方政府への財政移転が行われている。さらにその財政移転では、地方政府間の財政力の差によって地域間の公共サービスに大きな格差が生じないように、水平的な財政均衡を考慮した垂直的財政調整制度が採用されている。

* 本稿は科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号：18530226）による研究成果の一部である。

† 明海大学経済学部非常勤講師、E-mail：takemoto@meikai.ac.jp

‡ 山形大学人文学部法経政策学科准教授、E-mail：asuzuki@human.kj.yamagata-u.ac.jp

1) オーストラリアの財政会計年度は、7月から翌年6月までである。

2) 総経常経費の割合。なお、その他に共同機関7%がある。詳細は表2を参照。

オーストラリアと日本では同様の目的のために中央政府から地方政府への財政移転制度が構築されているが、具体的方法においては違いも存在する。そこで本稿では、オーストラリア型の財政調整制度を日本に取り入れた場合をシミュレーションし、現在の地方交付税制度と比較を行う。ただし、地方における財政調整後の歳入総額は現状と同額とし、各地方政府への配分割合のみが現状の地方交付税制度と異なるようにする。オーストラリアにおいては、連邦制国家であるため国（連邦政府）が行う財政調整制度は州政府のみを対象としている。それに対して日本の地方交付税制度では、都道府県だけでなく市町村も対象にしている。そこで、以下の分析では47都道府県に加え、全国3,200の市町村³⁾も対象にしてオーストラリア型財政調整のシミュレーションを行う。

オーストラリアの中央政府と地方政府の政府間関係について分析した研究には、岩田(2003a)、岩田(2003b)、橋都(2005)、花井(2006)がある。岩田(2003a)と岩田(2003b)は2000年に行われたオーストラリアの税制改革について分析を行っている。この税制改革で物品・サービス税(Goods and Services Tax、以下GSTと略す)が導入され、これを原資とした財政調整制度(GST交付金)が構築された。橋都(2005)と花井(2006)は、その改革以降に財政調整制度の中心となったGST交付金について分析を行っている。しかしながら、オーストラリアの財政調整制度には優れた特徴があるが、日本の地方交付税制度との具体的な比較や日本にそれを適応した場合の分析は行われていない。

外国の財政調整制度を日本に適用した場合をシミュレーションし、地方交付税制度との比較を行った研究に、金内(2000)、山中(2005)がある。金内(2000)はドイツおよびフランスの制度を適用した場合のシミュレーションを行っている。それによると、フランス型財政調整では東京などの大都市の自治体が増収になるのに対して、それ以外が減収となり財政格差が拡大すると分析している。これは、フランスの財政調整制度がこれまでの伝統的な政策から変更され「地方に対する国の保護の手を徐々に緩めてきた(金内(2000))」ためと考えられる。一方、ドイツ型財政調整に関するシミュレーションでは、国と地方の税源配分も変更され地方の一般財源⁴⁾が大幅に増加しており、財政調整の効果という視点からはその結果と現状を単純に比較することはできない。山中(2005)もドイツ型を分析しており、道州制を導入した場合のシミュレーションではあるが、地方の一般財源の総額は現状とほぼ同額で、2つの制度の比較は可能である。それによると、一人当たり一般財源の変動係数はドイツ型財政調整の方が小さく、

3) 平成14年度末(平成15年3月31日)の市町村数は3,212であるが、そのうちの12市町は分析対象期間の平成8年度から平成14年度までの間に合併を経験しており、平成8年度から平成12年度までの財政支援必要額(4節参照)の全部または一部が算出できないため分析対象から除外した。

4) 金内(2000)では、水平的財政調整であるため国からの財政移転は非常に小さくなるが、「共同税」の創設で国から地方に約26兆円が移され、自主財源に国からの財政移転を加えた一般財源では地方全体で約13兆円の増加と試算している。

(単位：千人)

州	1956	2006	1956-66 増加率	1966-76 増加率	1976-86 増加率	1986-96 増加率	1996-06 増加率	65歳以上 人口比率
NSW	3554.3	6817.2	19.2%	17.0%	11.5%	12.2%	9.9%	13.5%
Vic.	2593.5	5128.3	24.2%	18.3%	9.2%	9.6%	12.5%	13.3%
Qld	1381.6	4091.5	21.2%	25.0%	25.4%	27.2%	22.5%	12.1%
SA	848.6	1568.2	29.0%	16.4%	8.5%	6.6%	6.4%	15.1%
WA	674.5	2059.0	25.7%	38.9%	23.8%	21.0%	16.6%	11.7%
Tas.	318.5	489.9	16.6%	11.0%	8.3%	6.2%	3.3%	14.6%
NT	19.6	210.7	188.3%	73.8%	57.2%	17.7%	15.9%	4.6%
ACT	35.1	334.2	173.5%	116.4%	24.7%	19.1%	8.4%	9.5%
全体	9425.6	20701.5	23.1%	21.0%	14.1%	14.3%	13.1%	13.0%

Australian Bureau of Statistics, “Year Book Australia 2008” より作成。

表1：オーストラリア各州の人口

地方交付税よりも財政格差を縮小させると結論づけている。しかしながら、山中（2005）では東京以外の一人当たり納税額の格差よりも地方交付税配分後の一人当たり一般財源の格差の方が大きいとしており、格差を測る対象に問題があると考えられる（4.5節参照）。

本稿の構成は以下の通りである。2節ではオーストラリアの連邦政府および州政府、地方自治体の財政状況を簡単に説明する。3節ではオーストラリアのGST交付金について説明する。4節では、本稿のシミュレーションの方法について説明する。5節ではその結果について説明する。6節では本稿で得られた結論と今後の課題について簡単に述べる。

2 オーストラリアの財政事情

2.1 オーストラリアの州

オーストラリアは、連邦（Commonwealth）、州（State）および特別地域（Territory）、地方自治体（Local Government）の三層構造となっている。州は、ニュー・サウス・ウェールズ州（New South Wales、表ではNSWと表記する）、ヴィクトリア州（Victoria、表ではVic.と表記する）、クイーンズランド州（Queensland、表ではQldと表記する）、南オーストラリア州（South Australia、表ではSAと表記する）、西オーストラリア州（Western Australia、表ではWAと表記する）、タスマニア州（Tasmania、表ではTas.と表記する）の6つがある。また特別地域には、北部特別地域（Northern Territory、表ではNTと表記する）と首都特別地域（Australian Capital Territory、表ではACTと表記する）の2つがある。各州の人口などを一覧にしたものが表1である。最大の人口を擁するのはニュー・サウス・ウェールズ州で、タスマニア州の約14倍、北

（単位：百万豪ドル）

	連邦	共同機関 注1)	州	地方 自治体	政府部門 全体
歳入					
税収	245,223	-	44,235	8,920	297,942
補助金及び助成金	-	6,033	63,627	2,117	1,229
使用料・手数料	5,086	7,642	12,742	6,977	30,601
利子収入	2,435	378	5,540	637	8,809
配当収入	4,387	226	3,682	33	8,328
その他歳入	3,462	1,086	12,749	4,399	16,792
合計	260,592	15,366	142,574	23,085	363,701
歳出					
総経常経費	67,364	13,911	100,221	19,799	199,022
減価償却	2,190	837	6,446	4,253	13,726
人件費	17,874	7,876	59,937	7,624	93,310
その他経常経費	47,300	5,198	33,839	7,922	91,986
名目退職年金払費	5,582	-	2,903	-	8,485
その他利払費	4,047	51	2,353	375	6,642
その他財産費	-	-	1	-	1
経常移転					
州への補助金	61,394	2	1,031	-	1,031
大学への補助金	5,556	-	410	-	-
地方自治体への補助金	100	-	2,007	-	-
民間部門への補助金	9,772	23	13,128	138	23,062
助成金	6,450	-	6,778	-	13,222
その他経常移転	77,336	11	1,023	113	78,381
資本移転					
公団への補助金	287	-	1,699	-	1,986
他の政府への補助金	3,994	-	798	-	-
上記以外への補助金	719	-	1,806	3	2,528
その他資本移転	-	18	186	74	201
合計	242,600	14,017	134,344	20,505	334,560
純経常収支	17,992	1,349	8,230	2,580	29,141
非金融資産の純取得合計					
総固定資本形成	3,244	1,420	10,754	6,401	21,823
（控除）減価償却	2,190	837	6,446	4,253	13,726
その他	379	-1	550	241	1,171
合計	1,434	581	4,858	2,390	9,268
純貸出 / 借入	16,558	768	3,372	190	19,872

注1) 共同機関 (multi-jurisdictional) とは複数の政府が管轄する部門のことで、主に公立大学である。

注2) 政府部門全体の値は異なるレベルの政府の間での財政移転（例えば、連邦政府と州政府の財政移転）を含まないため、各政府の値の単純合計とは一致しない。

(出典) Australian Bureau of Statistics, "Government Finance Statistics 2005-06"

表2：オーストラリアにおける連邦と地方の歳入・歳出（一般政府部門）

オーストラリア型財政調整による地方交付税改革 - 竹本・鈴木

(単位：百万豪ドル)

	2000-01	2001-02	2002-03	2003-04	2004-05	2005-06
連邦政府						
所得税	124,602	123,065	134,432	145,709	162,974	176,199
賃金税	121	156	253	381	292	369
資産税	12	12	13	13	14	14
物品税	50,186	53,883	59,371	62,646	64,997	67,822
利用税	670	722	757	811	854	819
歳入総額	175,591	177,838	194,827	209,560	229,131	245,223
州政府						
所得税	-	-	-	-	-	-
賃金税	9,503	9,671	10,162	10,839	11,996	13,087
資産税	12,413	12,434	14,166	16,683	16,043	16,937
物品税	5,987	6,552	6,990	7,275	7,865	8,173
利用税	4,776	4,685	5,100	5,597	5,745	6,038
歳入総額	32,679	33,341	36,418	40,394	41,649	44,235
地方自治体						
所得税	-	-	-	-	-	-
賃金税	-	-	-	-	-	-
資産税	6,303	6,668	7,224	7,673	8,306	8,920
物品税	-	-	-	-	-	-
利用税	-	-	-	-	-	-
歳入総額	6,303	6,668	7,224	7,673	8,306	8,920
政府部門全体						
所得税	124,602	123,064	134,432	145,707	162,972	176,194
賃金税	9,323	9,509	10,076	10,862	11,898	13,035
資産税	18,720	19,106	21,395	24,360	24,356	25,863
物品税	56,173	60,435	66,360	69,922	72,861	75,994
利用税	5,445	5,407	5,854	6,404	6,598	6,855
歳入総額	214,264	217,520	238,118	257,255	278,685	297,942

(出典) Australian Bureau of Statistics, "Taxation Revenue 2005-06"

表3：オーストラリアにおける連邦と地方の税収の内訳

部特別地域の約32倍の人口規模である。また、1996年から2006年までの10年間の人口増加率についても、全国平均の13.1%に対して、最も高いクィーンズランド州で22.5%、最も低いタスマニア州で4.6%とかなり開きがある。65歳以上人口比率に関しては大多数の州であまり大きな差はないが、北部特別地域や首都特別地域で全国平均より顕著に低い値となっている。このようにオーストラリアの州は人口面、特に人口規模で大きな差があるという点で、日本の都道府県と似た状況にある。

2.2 連邦と地方の歳入・歳出

表2は、2005-06財政会計年度における連邦政府と州政府、地方自治体の歳出および歳入である。すべての州（以下では特に言及しない限り2つの特別地域も含める）政府の税収が442億豪ドルであるのに対して、連邦政府の税収は2,452億豪ドルとそのおよそ5.5倍となっている。しかし、歳入総額で比較すると、連邦政府の2,606億豪ドルに対して、すべての州政府の歳入が1,426億豪ドルとなり、その差は2倍未満となる。これは、州政府の歳入に連邦政府からの多額の財政移転が含まれているからである。

歳出に関しても、歳出総額では連邦政府が2,426億豪ドルで、すべての州政府の歳出合計額1,343億豪ドルの1.8倍程度となる。しかし、歳出から経常移転および資本移転を除くと、連邦政府の770億豪ドルに対して、州政府は1,055億豪ドルと逆転する。これは、連邦政府から他部門へ多額の財政移転が行われているためである。連邦政府から各州政府への経常移転の合計は614億豪ドルで、すべての州政府における税収の1.4倍となっている。そのため、平均では州の歳入の5割程度がこれら補助金となっている。また、連邦政府から見ると州政府および地方自治体への財政移転は、合計で655億豪ドルになり税収の3割弱を占めるにいたっている。

このように、連邦政府が潤沢な税収を得ている理由は、所得課税を連邦政府が独占しているからである。表3は、2000-01財政会計年度から2005-06財政会計年度までの6財政会計年度における各政府の税収内訳である。これからもわかるように、所得税は連邦政府のみの税収となっている。例えば、2005-06財政会計年度における所得税は1,762億豪ドルで、政府部門全体の総税収のほぼ6割を占めるほどの規模である。このように大きな税収である所得税が、連邦政府のみの税収であることが、連邦政府が他の政府部門よりも潤沢な税収となっている原因である。

2.3 各州の財政力

表4は、2000-01財政会計年度から2005-06財政会計年度までの6財政会計年度における各州の一人当たり税収である。2005-06財政会計年度の全州の平均は2,594豪ドル、連邦政府の一人当たり税収は11,976豪ドルである。一人当たり（州）税収が最も高いのは西オーストラリア州の3,015豪ドルで、最も低いタスマニア州の1,860豪ドルとでは、およそ1.6倍の開きがある。ただし西オーストラリア州の一人当たり税収が常に高かったわけではない。2000-01財政会計年度の西オーストラリア州の一人当たり税収は1,886豪ドルで全州の平均2,022豪ドルよりも低かった。また、2000-01財政会計年度に一人当たり税収が最も低かったのは北部特別地域であったが、2005-06財政会計年度にそれまで下から2番目であったタスマニア州と逆転した。北部特別地域は2000-01財政会計年度の一人当たり税収が1,319豪ドルと全州平均の6割程度であったのが、2005-06財政会計年度には2,137豪ドルと平均の8割以上になるなど平均よりも高い伸び率であ

(単位：豪ドル)

	2000-01	2001-02	2002-03	2003-04	2004-05	2005-06
州政府および地方自治体						
NSW	2,362	2,324	2,478	2,601	2,647	2,721
Vic.	2,124	2,177	2,285	2,458	2,539	2,651
Qld	1,530	1,671	1,864	2,127	2,187	2,287
SA	1,818	1,836	2,019	2,281	2,394	2,433
WA	1,886	1,908	2,147	2,506	2,600	3,015
Tas.	1,499	1,475	1,558	1,697	1,818	1,860
NT	1,319	1,373	1,498	1,595	1,783	2,137
ACT	2,016	1,809	2,121	2,331	2,195	2,386
平均	2,022	2,048	2,208	2,404	2,471	2,594
連邦政府						
	9,111	9,106	9,862	10,487	11,340	11,976
政府部門全体	11,118	11,138	12,054	12,874	13,792	14,551

(出典) Australian Bureau of Statistics, “Taxation Revenue 2005-06”

表4：オーストラリアにおける連邦および各州の一人当たり税収

った。このようにオーストラリアの各州の一人当たり税収には開きがあるとともに、その順位も変化している。ただし、この6財政会計年度を通して常に平均以上の一人当たり税収となっている州は、ニュー・サウス・ウェールズ州とヴィクトリア州のみで、この2州の財政力は他の州よりも安定的に高いと言える。

2.4 各州の財政調整後の歳入

連邦政府から州政府への補助金は、用途を限定しない一般補助金と用途を指定した特定目的交付金 (specific purpose payments) に分けられる。一般補助金としては、GST交付金、予算均衡援助 (Budget Balancing Assistance)、全国競争政策補助金 (National Competition Policy Payments)、特別歳入援助 (Special Revenue Assistance) の4つがある。このうち、GST交付金が一般補助金の大部分を占めている。特定目的交付金は、州政府への補助金と州政府を通じて地方自治体に配分される補助金、さらに中央政府から地方自治体に直接渡されるものの3タイプがある。

オーストラリアでは、地方政府のうち地方自治体よりも州政府の果たす役割が大きく、歳入も大きな割合を占めている。そのため、州政府の財政力の格差を是正することが重要となる。その役割を主に果たしているのが、GST交付金である。その際の基本的な考え方が、水平的財政平衡化原則 (Horizontal fiscal equalisation) である。その原則はCommonwealth Grants Commission (2008) によれば以下の通りである。

（単位：豪ドル）

	NSW	Vic.	Qld.	SA	WA	Tas.	NT	ACT
税収	2,721	2,651	2,287	2,433	3,015	1,860	2,137	2,386
補助金及び助成金	3,210	3,390	4,006	4,538	3,999	5,733	12,748	3,411
使用料・手数料	578	909	800	1,118	647	791	641	946
利子収入	217	92	1,056	120	99	87	119	339
その他歳入	789	742	1,154	1,001	1,646	979	1,377	1,138
合計	7,514	7,783	9,303	9,212	9,406	9,451	17,017	8,220

Australian Bureau of Statistics, “Taxation Revenue 2005-06” より作成。

表5：各州の一人当たり歳入の内訳

State governments should receive funding from the pool of Goods and Services Tax revenue and health care grants such that, if each made the same effort to raise revenue from its own sources and operated at the same level of efficiency, each would have the capacity to provide services at the same standard.

（各州がその経済基盤から歳入を上げるために同じ努力をしかつ効率性において同じレベルで行政運営を行ったならば各州は同じ水準の行政サービスを提供できる財政力を財政調整によって与えられるべきである⁵⁾。）

つまり、同程度の効率的財政運営が行われることを前提にして、同水準の公共サービスを全国民に提供するために、それぞれの経済的要因による格差を調整することが決められている。3節では、このGST交付金の財政調整の仕組みについて詳しく説明する。

表5は、2005-06財政会計年度における各州の一人当たり歳入の内訳である。北部特別地域を除くと、補助金により税収の差は一人当たり1.62倍に対し歳入の差は1.26倍と縮小していることがわかる。ここで北部特別地域の一人当たり歳入が高い理由は、補助金及び助成金のうち特定目的交付金が大いことによるものである⁶⁾。また、一人当たり税収と一人当たり歳入の順位についても、多くの逆転が起こっている。例えば、人口が最大であるニュー・サウス・ウェールズ州は、一人当たり税収が第2位であったのが、一人当たり歳入は最下位となっている。

⁵⁾ 日本語訳は西森（2003）による。

⁶⁾ 特定目的交付金については橋都（2005）を参照されたい。

2.5 各政府の税源分離

表3は、各政府の税収を一覧にしたものである。連邦政府の税収は、主に所得税と物品税である。ただし、この物品税のほとんどはGSTであり、州政府の財源と言える。そのため、連邦政府の財源は主に所得課税によっていると言える。逆に州政府や地方政府は一切の所得課税を行っていない。州政府は、所得税以外の税、つまり賃金税、資産税、物品税、利用税がその財源となっている。資産税としては、土地税 (Land Tax)⁷⁾と印紙税 (Stamp Duty) がある。物品税は、カジノ税 (Casino Tax) などのギャンブル税 (Gambling Tax) と保険税 (Insurance Tax)⁸⁾からなる。利用税としては、自動車税 (Motor Vehicle Taxes) がある。また、地方政府は資産税のみがその税源である。この地方税 (Rate) は日本で言う固定資産税で、税率など細かい点は州により異なっている。政府部門全体での税収で見ると、2005-06財政会計年度で所得税が全体の59.1%とほぼ6割を占めている。次いで割合の大きいのが物品税で、全体の25.5%である。

上記のように、連邦政府が所得税、州政府と地方政府がその他の税というように、ほぼ税源が分離されている。この中には、財政調整の中心であるGST交付金の財源であるGSTも含まれる。このように財政調整の税源も分離されていることは大きな特徴と言える。つまり、財政移転の総額が税収に完全に連動しており、連邦政府と州政府が財政調整の総額について政治的に交渉するということが起こらないのである。

3 オーストラリアにおける財政調整 (GST交付金)

オーストラリアの財政移転制度については、西森 (2003) や自治体国際化協会 (2004) が詳しい。本節では、GST交付金について説明する。

3.1 GST交付金と人口調整係数

GST交付金は、基本的に各州の人口に応じて配分される。ただし、その際の人口は連邦交付金委員会 (Commonwealth Grants Commission) が各州ごとに算定した人口調整係数 (per capita relativity) を掛けたものとなる。つまり、州 i が受け取るGST交付金 G_i は以下ようになる。

$$G_i = G_S \times \frac{P_i \times f_i}{\sum_{j \in S} (P_j \times f_j)} \quad (1)$$

ここで、 G_S はGST交付金の原資⁹⁾、 P_i は州 i の人口、 f_i は州 i の人口調整係数を表す。この算定式の特徴は人口調整係数にある。これによってGST交付金の配分が単純な人口比例ではなく、

7) ある一定以上の面積等を超える土地に対して課される。州により免税等の基準が異なる。

8) 自動車保険などの様々な保険に課される。保険料が課税標準である。

9) GSTおよび医療補助金の合計である。

財政需要要因や規模の違いなどによる公共サービスの供給コスト差を考慮した制度となっている。

州 i の人口調整係数は、次のように定義される¹⁰⁾。

$$f_i = \frac{\frac{ER_i^{-1}}{P_i^{-1}}}{\frac{G_S^{-1}}{P_S^{-1}}} \quad (2)$$

ここで、 ER_i^{-1} は州 i の過去¹¹⁾の財政支援必要額（equalising requirement）、 P_i^{-1} は州 i の過去の人口、 G_S^{-1} は過去のGST交付金の原資、 P_S^{-1} は過去の総人口を表す。

3.2 財政支援必要額

国全体での州政府の予算恒等式は、

$$\sum_{i \in S} R_i + G_S + \sum_{i \in S} O_i - \sum_{i \in S} E_i = B_S \quad (3)$$

となる。ここで、 O_i は州 i の特定目的交付金、 R_i は税などの自主財源、 E_i は歳出を表す。また、左辺によって定義される値 B_S を予算収支と呼ぶ。

各州のGST交付金を算出するベースとなる財源不足額は、実際の歳出と歳入の差ではなく、標準化歳出（assessed expenses）と標準化歳入（assessed revenue）から算出される。州 i の標準化歳出 \tilde{E}_i は、歳出項目¹²⁾ごとに次の式によって算出されたものの合計となる。

$$\tilde{E}_i = \frac{\sum_{j \in S} E_j^c}{P_S} \times \gamma_i^c \times P_i \quad (4)$$

ここで、 \tilde{E}_i は歳出項目 c における州 i の標準化歳出、 γ_i^c は補正係数¹³⁾を表す。補正係数は、その歳出項目におけるその州の非政策的なコスト要因や需要要因を考慮して決定される。これは、

10) 実際に利用される人口調整係数は、利用可能な最新5年のデータからそれぞれ算定された各年の値の単純平均が採用されている。例えば、2008-09財政会計年度のGST交付金の算出に利用される人口調整係数は、2002-03財政会計年度から2006-07財政会計年度までの5カ年度分のデータから算出された人口調整係数の平均値である。

11) 予算作成時における最新の決算データは2期前のものである。また、脚注10)で説明したように過去5年分の平均である。

12) 具体的な歳出項目についてはCommonwealth Grants Commission（2008）を参照されたい。また、邦文の文献としては自治体国際化協会（2004）が詳しい。

13) 補正係数 γ_i^c は、

$$\gamma_i^c = \frac{X_i^c}{P_i} / \frac{\sum_{j \in S} X_j^c}{P_S}$$

と定義される。ここで、 X_i^c や X_j^c はそれぞれの州のコスト要因や需要要因を測定した値である。

規模などに応じて補正を行う日本の基準財政需要額と似た仕組みと言える。ただし、この補正係数の算定も、政府や州政府から独立した連邦交付金委員会が行っている。これは、国全体での一人当たり歳出 $\frac{\sum_{j \in S} E_j^c}{P_S}$ に州 i の補正係数 \tilde{E}_i^c を掛けることで、その州の地域要因を考慮した一人当たり歳出を算出し、それに州の人口を掛けたものといえる。ただし、標準化歳出の合計は歳出の合計と等しい¹⁴⁾。また、州 i の標準化歳入 \tilde{R}_i^k は、税目ごとに次の式によって算出されたものの合計となる。

$$\tilde{R}_i^k = t^k \times Y_i^k \quad (5)$$

ここで、 \tilde{R}_i^k は州 i における税目 k の標準化歳入、 Y_i^k は課税標準、 t^k は税目 k の平均実効税率¹⁵⁾を表す。標準化歳入についてもその合計と歳入の合計は等しい¹⁶⁾。

州 i の標準化歳出と標準化歳入の差に、州 i の標準予算収支 (adjusted budget result) を加えたのが、州 i の総財政支援必要額 (gross equalising requirement) GER_i である。ただし州 i の標準予算収支とは、式(3)の予算収支を総人口 P_S で割った国全体での一人当たり予算収支 $\frac{B_S}{P_S}$ に州 i の人口 P_i を掛けたものである。

$$GER_i = \tilde{E}_i - \tilde{R}_i + \frac{B_S}{P_S} \times P_i \quad (6)$$

水平的財政平衡化原則により均等化するために必要な額が、この総財政支援必要額と言える。この分がGST交付金と特定目的交付金によって補填される¹⁷⁾。そのため、総財政支援必要額から州 i が受け取る特定目的交付金を除いたものが、GST交付金の算定に必要な財政支援必要額 ER_i である。

14) 式(4)に、脚注13)の補正係数 \tilde{E}_i^c の定義式を代入すると、

$$\sum_{i \in S} \tilde{E}_i^c = \sum_{i \in S} \left(\frac{\sum_{j \in S} E_j^c}{P_S} \times \frac{X_i^c}{P_i} \times P_i \right) = \sum_{i \in S} \left(\sum_{j \in S} E_j^c \times \frac{X_i^c}{X_S^c} \right) = \frac{\sum_{j \in S} E_j^c}{X_S^c} \times \sum_{i \in S} X_i^c = \sum_{j \in S} E_j^c$$

となり、標準化歳出の合計は歳出の合計と等しくなる。

15) 税目 k の平均実効税率は $t^k = \frac{\sum_{j \in S} R_j^k}{\sum_{j \in S} Y_j^k}$ で算出される税率である。

16) 式(5)に、脚注15)の平均実効税率 t^k の定義式を代入すると、

$$\sum_{i \in S} \tilde{R}_i^k = \sum_{i \in S} \left(\frac{\sum_{j \in S} R_j^k}{\sum_{j \in S} Y_j^k} \times Y_i^k \right) = \frac{\sum_{j \in S} R_j^k}{\sum_{j \in S} Y_j^k} \times \sum_{i \in S} Y_i^k = \sum_{j \in S} R_j^k$$

となり、標準化歳入の合計は歳入の合計と等しくなる。

17) 人口調整係数を算定する上では、総財政支援必要額とGST交付金および特定目的交付金は一致する。式(8)を参照。

$$ER_i = GER_i - O_i \quad (7)$$

財政支援必要額は、日本の地方交付税制度における「基準財政需要額 - 基準財政収入額」に相当すると言える。しかし、財政支援必要額には標準財政収支が含まれており、国全体のマクロベースでは財政支援必要額の合計とGST交付金の総額は恒等的に一致する。

$$\begin{aligned} \sum_{i \in S} ER_i &= \sum_{i \in S} (GER_i - O_i) \\ &= \sum_{i \in S} \left(\tilde{E}_i - \tilde{R}_i + \frac{B_S}{P_S} \times P_i \right) - \sum_{i \in S} O_i \\ &= \sum_{i \in S} \tilde{E}_i - \sum_{i \in S} \tilde{R}_i + B_S - O_S \\ &= G_S \end{aligned} \quad (8)$$

このように（人口調整係数を算定する場合には）GST交付金の原資と財政支援必要額の合計が一致するというのが、このオーストラリア型財政調整の特徴の一つである。これは、式（6）からわかるように、標準化歳出を賄うのに標準化歳入では不足する分がそのまま総財政支援必要額になるというわけではない。もしその額を全ての州に交付したならば、全ての州の標準予算収支は均衡し、式（3）の右辺はゼロとなる。しかし、総財政支援必要額は各州の収支を均衡させるわけではなく、各州の一人当たり標準予算収支を等しくするだけなのである。そして、式（3）にあるように、設定される一人当たり標準予算収支はGST交付金の原資とGST交付金の総額が等しくなる場合の値である。つまり、GST交付金の原資が不足する場合に、各州の一人当たり収支が等しくなるように、また財政支援必要額の合計がGST交付金の原資と等しくなるように財政支援必要額を削減（GST交付金の原資が余る場合には増額）するのである。

3.3 GST交付金の配分額と財政支援必要額の関係

人口調整係数の意味を理解するために、人口が変化しないと仮定して各州が受け取るGST交付金についてみる。式（1）の人口調整係수에式（2）を代入して変形すると、

$$\begin{aligned} G_i &= G_S \times \frac{P_i \times f_i}{\sum_{j \in S} (P_j \times f_j)} \\ &= G_S \times \frac{P_i \times \left(\frac{ER_i}{P_i} \times \frac{P_S}{G_S} \right)}{\sum_{j \in S} \left(P_j \times \left(\frac{ER_j}{P_j} \times \frac{P_S}{G_S} \right) \right)} \\ &= G_S \times \frac{ER_i \times \frac{P_S}{G_S}}{\frac{P_S}{G_S} \times \sum_{j \in S} ER_j} \\ &= G_S \times \frac{ER_i}{\sum_{j \in S} ER_j} \end{aligned} \quad (9)$$

となる。つまり、各州が受け取るGST交付金は、各州の財政支援必要額で比例配分されていることがわかる。

州 i の受け取るGST交付金 G_i は、式 (9) より財政支援必要額での比例配分となる。

$$\begin{aligned} G_i &= G_S \times \frac{ER_i}{\sum_{j \in S} (ER_j)} \\ &= ER_i \end{aligned}$$

式 (8) より 2 つ目の等号が成り立つ。人口が一定であるならば、各州が受け取るGST交付金はその財政支援必要額と等しくなるのである。式 (8) の下で説明したように、GST交付金の原資と各州の財政支援必要額の合計は一致する。そのため、GST交付金の原資を財政支援必要額で比例配分すると、その州の財政支援必要額と等しくなるのである。

4 シミュレーションの方法

都道府県または市町村（都道府県と市町村の両方について同様の議論を行うため、以下では特定する必要のない場合、これらを「地方政府」と呼ぶ）を対象とした財政調整制度をオーストラリアのGST交付金と同じ方式（以下では、これをオーストラリア型財政調整と呼ぶ）にした場合に、各地方政府が受け取る交付金（以下では、これをオーストラリア型一般補助金と呼ぶ）をシミュレーションする。本節ではそのシミュレーションの方法について説明する。

4.1 データ

本稿では、分析対象年度を平成14年度とする。平成15年度以降は市町村合併が増加し、分析できる市町村が減少するため、この年度を選択した。各都道府県または市町村の財政および人口のデータは、『(平成8年度～12年度¹⁸⁾、14年度) 都道府県決算状況調』および地方財政調査研究会編『(平成8年度～12年度、14年度) 地方財政統計年報』または『(平成8年度～12年度、14年度) 市町村別決算状況調』より引用した。

4.2 財政支援必要額の算出

地方交付税制度では基準財政需要額を基準財政収入額が超過した場合にその分を国に移転するという、いわゆる逆交付税は行われていない。そこで、本稿でも財政支援必要額が負の値となるような財政的に豊かな地方政府については、財政支援必要額をゼロとすることで対応する。よって、式 (6) と式 (7) より、地方政府 i の財政支援必要額は以下ようになる。

¹⁸⁾ 人口調整係数の算出のために直近5カ年度分のデータが必要であるが、実際には前年分は決算が出ていないために利用できない。本稿もそれに合わせて平成13年度を除いた過去5カ年度分である平成8年度から12年度のデータで行った。

$$ER_i = \max \left\{ \tilde{E}_i - \tilde{R}_i + \frac{B_S}{P_S} \times P_i - O_i, 0 \right\} \quad (10)$$

この式の各項目について、オーストラリアと同等になるように地方政府の決算データ等から作成した。ただしデータの制約もあり、各項目の詳細については以下のようにした。

まず、基本となる人口であるが、各年度末の住民基本台帳登録人口を利用する。つまり、 P_i は地方政府 i の住民基本台帳登録人口、 P_S はすべての地方政府の住民基本台帳登録人口の合計とする。

次に標準化歳出については、歳出項目に分けずに全体を一つとして算出する。つまり地方政府 i の標準化歳出 \tilde{E}_i を、

$$\tilde{E}_i = \frac{\sum_{j \in S} E_j}{P_S} \times \gamma_i \times P_i$$

と定義する。ここで、 E_j と γ_i は以下のように定義する。

$$E_j = j \text{ の歳出総額} - (j \text{ の公債費} + j \text{ の積立金})$$

$$\gamma_i = \frac{i \text{ の基準財政需要額}}{i \text{ の住民基本台帳登録人口}} / \frac{\text{基準財政需要額の合計}}{\text{住民基本台帳登録人口の合計}}$$

さらに地方政府 i の標準化歳入 \tilde{R}_i を、

$$\begin{aligned} \tilde{R}_i = & i \text{ の歳入総額} - (i \text{ の超過税率税収額} + i \text{ の諸収入} + i \text{ の地方債}) \\ & - i \text{ の地方交付税} \\ & - (i \text{ の国庫支出金} + i \text{ の都道府県支出金}) \end{aligned}$$

と定義する¹⁹⁾。なお本稿では、地方税から超過税率税収額を除くことで、すべての地方政府で同じ税率（標準税率）による地方税収となるようにしている²⁰⁾。

最後に、地方政府 i の特定目的交付金 O_i ²¹⁾ を、

¹⁹⁾ 都道府県についてのシミュレーションでは、式中の都道府県支出金は含まない。

²⁰⁾ 日本においてはほとんどの地方政府が多くの税目において標準税率で課税しており、超過税率税収額の総額が税収全体に占める割合は非常に小さい。本稿では、課税標準に関するデータの制約もあり、標準税率をもって平均実効税率とした。そのため、標準化歳入の合計は歳入の合計は等しくならず、超過税率税収額だけ下回る。

²¹⁾ 日本では特定補助金と言われている。

$$O_i = i \text{ の国庫支出金} + i \text{ の都道府県支出金}$$

と定義する²²⁾。よって、 \tilde{R}_i と O_i を合計すると以下ようになる。

$$\begin{aligned} \tilde{R}_i + O_i &= i \text{ の歳入総額} - (i \text{ の超過税率税収額} + i \text{ の諸収入} + i \text{ の地方債}) \\ &\quad - i \text{ の地方交付税} \end{aligned}$$

なお、(都道府県全体または市町村全体の) 予算収支 B_S は、式(3)を変形し²³⁾、以下のようになる。

$$B_S = \sum_{i \in S} (\tilde{R}_i + O_i - E_i) + G_S \quad (11)$$

ここで、 G_S はオーストラリア型財政調整のための原資である。

4.3 人口調整係数の算出

平成8年度から平成12年度の47都道府県の財政データおよび人口を式(10)および式(2)に代入し、各年度における各都道府県の人口調整係数を算出する。この5カ年度の平均値が、平成14年度におけるオーストラリア型一般補助金の算出に利用する人口調整係数である。

まず、オーストラリア型財政調整の原資を(都道府県に対する)地方交付税の総額とした場合についてシミュレーションを行う。しかしながら、自主財源が豊かなために財政支援必要額がゼロとなる団体があり、逆交付税を導入しない限り一人当たり収支を均一にすることはできない。そこで、以下のようにして各都道府県の財政支援必要額を再計算し、財政支援必要額が正の値となる団体(以下では、これを交付団体と呼ぶ)間の一人当たり予算収支が均一となるようにした。まず財政支援必要額がゼロとなった団体(以下では、これを不交付団体と呼ぶ)を除き、残りの団体のみで一人当たり予算収支 $\frac{B_{i \in \{i | ER_i > 0\}}}{P_{i \in \{i | ER_i > 0\}}}$ を計算する。次に、式(10)の $\frac{B_S}{P_S}$ をこの新しい一人当たり予算収支で置き換えたもので、交付団体の新しい財政支援必要額および人口調整係数を算出する²⁴⁾。以下ではこれをモデル1と呼ぶ。

22) 脚注19)と同様。

23) 脚注20)で述べたように、この場合には標準化歳入の合計と歳入の合計は等しくならないため、標準化歳入の合計で置き換えたものを予算恒等式とする。

24) 交付団体を除いた一人当たり予算収支が当初のものよりも上昇したため、新たな不交付団体が発生し交付団体の一人当たり予算収支が等しくならない場合がある。その場合には、新たに発生した不交付団体を除いて同様のことを行う。それを交付団体の一人当たり予算収支が等しくなるまで繰り返す。

同様に平成8年度から平成12年度の3,200市町村²⁵⁾の財政データおよび人口から、原資を（市町村に対する）地方交付税の総額とした場合の各市町村の人口調整係数を算出する（モデル1）。

オーストラリアのように一人当たり収支を完全に均一にできなかったのは、地方政府間の財政力格差が大きいことに加え、財政調整の原資が少ないためでもある。そこで、より多くの原資をオーストラリア型財政調整によって配分する場合を考えてみる。まず国からの移転支出である国庫支出金を現在のように配分せず、その総額をオーストラリア型財政調整の原資として追加した場合である。この場合には、式（10）と式（11）における $\tilde{R}_i + O_i$ および G_S が以下ようになる。

$$\begin{aligned} \tilde{R}_i + O_i &= i \text{ の歳入総額} - (i \text{ の超過税率税収額} + i \text{ の諸収入} + i \text{ の地方債}) \\ &\quad - i \text{ の地方交付税} \\ &\quad - i \text{ の国庫支出金} \end{aligned}$$

$$G_S = \text{地方交付税の総額} + \text{国庫支出金の総額}$$

以下ではこれをモデル2と呼ぶ。さらに、次のように原資を増額させたケースについても同様に分析を行う。

国庫支出金と都道府県支出金を原資に追加した場合（モデル3）

法人2税^{26) 27)}を原資に追加した場合（モデル4）

法人2税と国庫支出金を原資に追加した場合（モデル5）

法人2税と国庫支出金、都道府県支出金を原資に追加した場合（モデル6）

なお、モデル3とモデル6は市町村についてのみ、モデル5は都道府県についてのみシミュレーションを行った。

4.4 オーストラリア型財政調整後の歳入

まず、モデル1における地方政府 i の歳入について説明する。モデル1のオーストラリア型

²⁵⁾ 平成14年度末の市町村数は3,212であるが、このうちの12市町（兵庫県篠山市、新潟県新潟市、東京都西東京市、茨城県潮来市、埼玉県さいたま市、岩手県大船渡市、香川県さぬき市、沖縄県久米島町、茨城県つくば市、広島県福山市、山梨県南部町、広島県廿日市市）を分析対象から除外した。その理由は、これら12市町が平成11年度から平成14年度末までに市町村合併によって誕生した新しい団体で、平成8年度から平成12年度の財政データの全部または一部が存在せず、人口調整係数の算出ができないためである。

²⁶⁾ 法人2税とは法人住民税と事業税法人分のことである。このうち、事業税法人分は都道府県のみのものである。よって、本稿における都道府県の法人2税とは、道府県民税法人均等割と同法人税割、事業税法人分の合計額となる。また、市町村の法人2税とは市町村民税法人均等割と同法人税割の合計額となる。

²⁷⁾ この場合には、 $\tilde{R}_i + O_i$ と G_S が次のようになる。

$$\begin{aligned} \tilde{R}_i + O_i &= i \text{ の歳入総額} - (i \text{ の超過税率税収額} + i \text{ の諸収入} + i \text{ の地方債}) \\ &\quad - i \text{ の地方交付税} \\ &\quad - i \text{ の法人2税} \end{aligned}$$

$$G_S = \text{地方交付税の総額} + \text{法人2税の総額}$$

財政調整の原資は平成14年度の地方交付税の総額である。これと前小節で算出した人口調整係数および平成14年度の人口を式(1)に代入することで、モデル1における地方政府*i*のオーストラリア型一般補助金 \hat{G}_i^1 を算出する。これを元に、モデル1における地方政府*i*の歳入 \hat{R}_i^1 を次式によって算出する。

$$\hat{R}_i^1 = \bar{R}_i - LAT_i + \hat{G}_i^1$$

ここで、 \bar{R}_i は平成14年度の地方政府*i*の歳入総額で、 LAT_i は地方交付税(普通交付税)を表す。同様に、モデル2からモデル6についても以下のようにして算出する。

$$\begin{aligned} (\text{モデル2}) \quad \hat{R}_i^2 &= \bar{R}_i - LAT_i - NTD_i + \hat{G}_i^2 \\ (\text{モデル3}) \quad \hat{R}_i^3 &= \bar{R}_i - LAT_i - NTD_i - PD_i + \hat{G}_i^3 \\ (\text{モデル4}) \quad \hat{R}_i^4 &= \bar{R}_i - LAT_i - ICT_i + \hat{G}_i^4 \\ (\text{モデル5}) \quad \hat{R}_i^5 &= \bar{R}_i - LAT_i - NTD_i - ICT_i + \hat{G}_i^5 \\ (\text{モデル6}) \quad \hat{R}_i^6 &= \bar{R}_i - LAT_i - NTD_i - PD_i - ICT_i + \hat{G}_i^6 \end{aligned}$$

ここで、 NTD_i は平成14年度の地方政府*i*の国庫支出金で、 PD_i は都道府県支出金で、 ICT_i は法人2税を表す。 \hat{G}_i^2 から \hat{G}_i^6 はモデル2からモデル6における地方政府*i*のオーストラリア型一般補助金で、各モデルにおける原資と人口調整係数からモデル1の場合と同様に算出する。

次に、モデル*k*における地方政府*i*の地方債を除いた歳入 \hat{R}_i^{bk} は、

$$\hat{R}_i^{bk} = \hat{R}_i^k - B_i \quad (k = 1, \dots, 6)$$

として計算する。ここで、 B_i は平成14年度の地方政府*i*の地方債を表す。

4.5 不平等度を測る対象

不平等度を測る対象として、一人当たり歳入が考えられる。しかし、歳入には地方債の発行によるものも含まれる。本稿では、財政調整が各地方政府の財政力に与える効果を分析することが主眼であり、基本的に財政調整では地方債は考慮されていないため、これを除いた値についても不平等度を測る。以下では、これを一人当たり歳入(地方債除く)と呼ぶ。

ただし、一人当たり歳入で分析を行う場合には次のような問題がある。それは、同様のサービスを提供する場合でも地方政府の規模によって一人当たりコストに差があるという点である。例えば、一人当たり歳入が60万円のA市と90万円のB村があったとする。この比較からは、B村の方が豊かであるように見える。しかし、B村と同じ水準の行政サービスを提供する一人当たり費用がA市では50万円、B村では90万円である場合、A市ではB村の水準の行政サービスを提供することが可能で、さらに10万円分の追加的サービスを提供できる。この場合A市の方が豊か

と言え、一人当たり歳入で地方政府間の財政状況を比較すると誤った結果を導く可能性がある。

そこで本稿では、基準財政需要額で割った値²⁸⁾を地方政府の供給コストを考慮した指標として分析に利用する。基準財政需要額は地方政府が一定水準の行政サービスを提供するための費用として計算されたものである²⁹⁾。歳入を基準財政需要額で割った値は、一定水準の行政サービスで計った地方政府の歳入を表すと考えられる。以下ではこれを実質歳入と呼ぶこととする。また、地方債を除いた歳入を基準財政需要額で割った値を、実質歳入（地方債除く）と呼び、これについても不平等度を測る。

4.6 不平等度の尺度

本稿では、不平等度の尺度として、ジニ係数とタイル尺度、変動係数の3つを採用する。ただし、それぞれの尺度について人口で重み付けした値とする。具体的には、不平等度を測る対象（例えば、モデル1の一人当たり歳入など） r に関する人口で重み付けしたジニ係数を定義1、 r に関する人口で重み付けしたタイル尺度を定義2、 r に関する人口で重み付けした変動係数を定義3のようにそれぞれ定義する。

定義1 r に関する人口で重み付けしたジニ係数 GI_r とは次式によって計算される値のことである。

$$\begin{aligned} GI_r &= \frac{\sum_{i \in S} P_i \times (\sum_{j \in S} P_j \times |r_i - r_j|)}{2P_S^2 \mu} \\ &= \frac{\sum_{i \in S} \sum_{j \in S} P_i \times P_j \times |r_i - r_j|}{2P_S^2 \mu} \end{aligned}$$

ここで、 r_i は地方政府 i の r の値、 μ は r_i の人口による加重平均 $\frac{\sum_{i \in S} P_i r_i}{P_S}$ を表す。以下では、これを単に r のジニ係数と呼ぶ。

定義2 r に関する人口で重み付けしたタイル尺度 TI_r とは次式によって計算される値のことである。

$$TI_r = \frac{\sum_{i \in S} P_i \times r_i \ln\left(\frac{r_i}{\mu}\right)}{\sum_{i \in S} P_i \times r_i}$$

以下では、これを単に r のタイル尺度と呼ぶ。

²⁸⁾ 田平（1996）では基準財政需要額で除することで補助金や税収などの数値を地方団体間で調整している。

²⁹⁾ その算定方法については、それが本来の行政コストの算出から逸脱しているとの批判もあるが、ここではある程度正しく算定されているものとする。

定義3 r に関する人口で重み付けした変動係数 CO_r とは次式によって計算される値のことである。

$$CO_r = \frac{\sqrt{\frac{\sum_{i \in S} P_i \times (r_i - \mu)^2}{P_S}}}{\mu}$$

以下では、これを単に r の変動係数と呼ぶ。

5 シミュレーション結果

5.1 都道府県

まず、都道府県に関するオーストラリア型財政調整のシミュレーション結果を見ていく。前節で説明した原資の大きさが異なる4通り（モデル1とモデル2、モデル4、モデル5）について、平成8年度から平成12年度までの5カ年度分の人口調整係数を算出し、その単純平均を求めた（付録A参照）。この人口調整係数を使って、平成14年度における47都道府県に対するオーストラリア型一般補助金を算出した。シミュレーションの結果をまとめたものが、表6である。表中の「現状」とは、平成14年度における実績値の格差で、現在の地方交付税制度による財政調整の結果である。

まず、一人当たり歳入および一人当たり歳入（地方債除く）の平均は現状と全てのモデルで同じである。これは、モデルの構造上必然の結果である。これに対して、実質歳入および実質歳入（地方債除く）の平均は、オーストラリア型財政調整では低下する。これは、オーストラリア型財政調整では、より基準財政需要額が高い、つまりより財政コストの高い自治体への補助金が増加するからであると考えられる。

次に、一人当たり歳入および一人当たり歳入（地方債除く）の不平等度は、オーストラリア型財政調整では上昇する。このことからオーストラリア型財政調整により、地方間の格差が拡大するように見える。しかし、4.5節で述べたように地方間の格差を考えるには、一人当たり歳入ではなく実質歳入で考えるべきである。そこで、実質歳入および実質歳入（地方債除く）の不平等度のシミュレーションに注目する。モデル1と現状を比べると、オーストラリア型財政調整よりも現在の地方交付税の方が不平等度の値が低いことが分かる。しかし、モデル1はオーストラリア型財政調整にとっては財源が過小で、十分に機能しているとは言えない。実際、財源を増やしたモデル2や4、5ではモデル1よりも格差は縮小し、財政調整の原資が一番大きいモデル5における不平等度が最も小さくなっている。そして、これらでは現状と比べても格差は小さくなっている。このことから、オーストラリア型財政調整は、十分な原資が確保されるならば、地方交付税よりも地方間の格差を縮小させるといえる。

一人当たり歳入					
	現 状	モデル 1	モデル 2	モデル 4	モデル 5
平均(単位：千円)	406.227	406.227	406.227	406.227	406.227
標準偏差	129.432	149.278	146.02	139.667	140.431
ジニ係数	0.178	0.205	0.201	0.19	0.191
タイル尺度	0.05	0.066	0.063	0.057	0.057
変動係数	0.319	0.367	0.359	0.344	0.346
一人当たり歳入（地方債除く）					
	現 状	モデル 1	モデル 2	モデル 4	モデル 5
平均(単位：千円)	346.776	346.776	346.776	346.776	346.776
標準偏差	110.372	129.503	124.991	117.326	117.203
ジニ係数	0.18	0.21	0.202	0.189	0.188
タイル尺度	0.051	0.069	0.065	0.056	0.056
変動係数	0.318	0.373	0.36	0.338	0.338
実質歳入					
	現 状	モデル 1	モデル 2	モデル 4	モデル 5
平均(単位：千円)	2.449	2.415	2.412	2.416	2.411
標準偏差	0.458	0.486	0.4	0.286	0.219
ジニ係数	0.084	0.094	0.082	0.062	0.051
タイル尺度	0.016	0.018	0.013	0.007	0.004
変動係数	0.187	0.201	0.166	0.118	0.091
実質歳入（地方債除く）					
	現 状	モデル 1	モデル 2	モデル 4	モデル 5
平均(単位：千円)	2.102	2.068	2.064	2.069	2.063
標準偏差	0.483	0.506	0.416	0.299	0.223
ジニ係数	0.097	0.108	0.094	0.071	0.058
タイル尺度	0.023	0.026	0.018	0.01	0.006
変動係数	0.23	0.244	0.201	0.145	0.108
原 資 (単位：億円)	106,394	106,394	189,409	148,187	231,202

表 6：歳入の平均と不平等度（都道府県）

5.2 市町村

次に、市町村に関する財政調整のシミュレーション結果を見ていく。市町村の場合には、都道府県支出金を財政調整の原資に加えた場合を考慮して、モデル1とモデル2、モデル3、モデル4、モデル6の5通りについて、平成8年度から平成12年度までの5カ年度分の人口調整係数を算出し、その単純平均を求めた。この人口調整係数を使って、平成14年度における3,200

オーストラリア型財政調整による地方交付税改革 - 竹本・鈴木

一人当たり歳入						
	現 状	モデル 1	モデル 2	モデル 3	モデル 4	モデル 6
平均(単位:千円)	407.1447	407.1447	407.1447	407.1447	407.1447	407.1447
標準偏差	162.2186	172.7097	172.3070	173.3537	169.5614	171.5326
ジニ係数	0.1759	0.1835	0.1837	0.1851	0.1810	0.1838
タイル尺度	0.0604	0.0672	0.0669	0.0678	0.0650	0.0666
変動係数	0.3984	0.4242	0.4232	0.4258	0.4165	0.4213
一人当たり歳入(地方債除く)						
	現 状	モデル 1	モデル 2	モデル 3	モデル 4	モデル 6
平均(単位:千円)	361.3251	361.3251	361.3251	361.3251	361.3251	361.3251
標準偏差	135.5241	146.5050	146.3375	147.3966	143.1762	145.3911
ジニ係数	0.1654	0.1749	0.1749	0.1764	0.1714	0.1745
タイル尺度	0.0539	0.0618	0.0615	0.0625	0.0591	0.0609
変動係数	0.3751	0.4055	0.4050	0.4079	0.3963	0.4024
実質歳入						
	現 状	モデル 1	モデル 2	モデル 3	モデル 4	モデル 6
平均(単位:千円)	2.1985	2.1818	2.1781	2.1753	2.1829	2.1766
標準偏差	0.3169	0.2718	0.2303	0.2198	0.2450	0.2116
ジニ係数	0.0775	0.0649	0.0566	0.0544	0.0597	0.0529
タイル尺度	0.0100	0.0074	0.0054	0.0049	0.0061	0.0046
変動係数	0.1441	0.1246	0.1057	0.1010	0.1122	0.0972
実質歳入(地方債除く)						
	現 状	モデル 1	モデル 2	モデル 3	モデル 4	モデル 6
平均(単位:千円)	1.9607	1.9440	1.9403	1.9375	1.9451	1.9388
標準偏差	0.2751	0.2326	0.1880	0.1732	0.1994	0.1588
ジニ係数	0.0744	0.0604	0.0497	0.0462	0.0532	0.0438
タイル尺度	0.0094	0.0067	0.0045	0.0038	0.0050	0.0033
変動係数	0.1403	0.1197	0.0969	0.0894	0.1025	0.0819
原 資 (単位:億円)	76,533	76,533	119,576	140,129	90,816	154,413

表7：歳入の平均と不平等度(市町村)

市町村に対するオーストラリア型一般補助金を算出した。シミュレーションの結果をまとめたものが、表7である。

まず、一人当たり歳入および一人当たり歳入(地方債除く)の平均は現状と全てのモデルで同じである。これは、モデルの構造上必然の結果である。これに対して、実質歳入および実質歳入(地方債除く)の平均は、オーストラリア型財政調整では低下する。これは、オーストラ

現 状	モデル1	モデル2	モデル3	モデル4	モデル6
103	142	63	46	88	30

表8：不交付団体数

リア型財政調整では、より基準財政需要額が高い、つまりより財政コストの高い自治体への補助金が増加するからであると考えられる。

次に、一人当たり歳入および一人当たり歳入（地方債除く）の不平等度は、オーストラリア型財政調整では上昇する。このことからオーストラリア型財政調整により、地方間の格差が拡大するように見える。しかし前に述べたように、地方間の格差を考えるには、一人当たり歳入ではなく、実質歳入で考えるべきである。そこで、実質歳入および実質歳入（地方債除く）の不平等度のシミュレーションに注目すると、これらの値は、オーストラリア型財政調整では低下することが分かる。特に、いずれの尺度を用いてもモデル6の不平等度が最も小さい。このことから、オーストラリア型財政調整は、地方間の格差を縮小させるといえる。

5.3 不交付団体の比較

オーストラリア型財政調整における不交付団体について検討する。まず都道府県についてであるが、すべてのモデルにおいて現状と同じく東京都のみが不交付団体となった。これは、東京の財政力の強さが際だっていることを示している。また、法人2税を原資としたモデル4とモデル5でも同様の結果であり、一般に格差の元凶とされている東京都への法人2税の集中だけが問題ではなく、他の地方税についても東京都の強さが際だっていることを示唆している。

次に、市町村における不交付団体について見てみる。現状および各モデルでの不交付団体数を一覧にしたものが、表8である。現状と同じ原資でのオーストラリア型財政調整であるモデル1と現状での地方交付税を比較すると、オーストラリア型財政調整の方が不交付団体が多い結果となった。これはオーストラリア型財政調整の特徴というよりは、財源が少ないために交付団体のみ予算収支を等しくとした本稿の調整方法に依存していると考えられる。そのため、モデル4からモデル2、モデル3、モデル6へと財政調整の原資が大きくなるに従って、不交付団体数は減少している。

5.4 地域配分の比較

図1は、各市町村への財政移転額を北海道と東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄の8地域ごとに合計したものの全国総額に対する割合である。これは、市町村に対する財政移転の地域別の配分状況を表している。このグラフから以下のようなことがわかる。

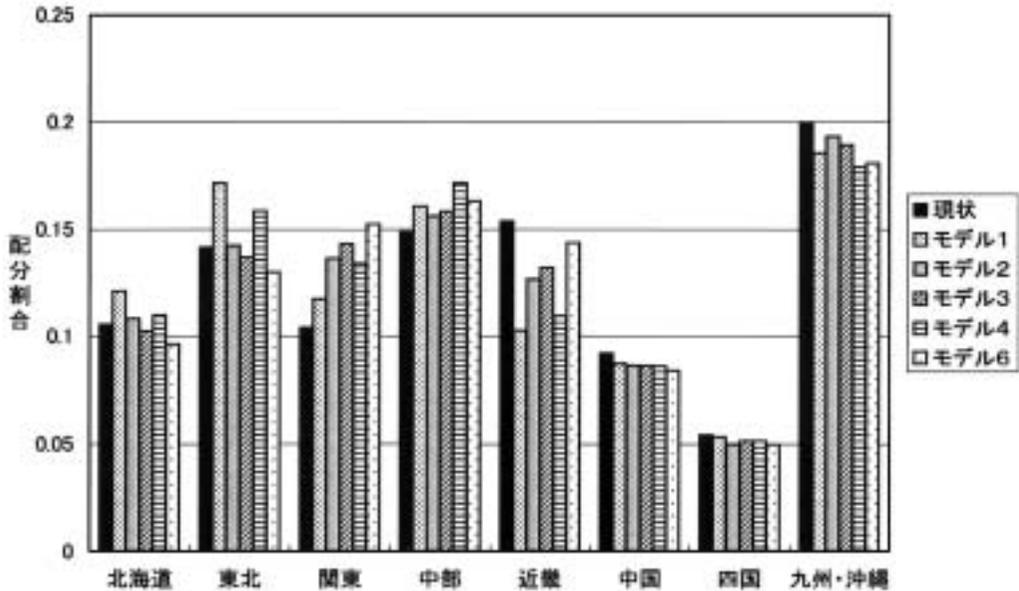


図1：地域配分の比較

関東地方は、いずれのモデルでも現状より配分割合が高くなっている。この理由は、関東地方が人口密集地域であり、オーストラリア型財政調整が一人当たりの値を均等化しようとする方式であることによるものであろう。

東北地方ではモデル1・モデル4における配分割合が高い。これは東北地方の人口調整係数が高めに算出されることに起因しており、税収の低さがそれに影響していると考えられる。

オーストラリア型財政調整では近畿地方と九州・沖縄地方への配分割合が少なくなっている。特に、近畿地方のモデル1とモデル4での減少が大きい。モデル1・モデル4とモデル2・モデル3・モデル6との違いは国庫支出金の分を財政調整の原資とするかどうかである。国庫支出金を加えることで財政調整の原資が大きく増加し、(我々のモデルでは)不交付団体が減少する。関東地方と近畿地方において、モデル1・モデル4よりもモデル2・モデル3・モデル6の方が配分割合が高くなっているのはこの効果のためであろう。

6 結論

本稿では、オーストラリア型財政調整を日本に適用した場合に、都道府県および市町村の財

政状況がどのように変化するかについてシミュレーションを行った。その結果は以下の様にまとめられる。

まず都道府県については、同じ原資の場合には格差は一人当たり歳入だけでなく行政コストを考慮した実質歳入でも現在の地方交付税の方が小さい結果となった。ただし、これはオーストラリア型財政調整を日本に適用するには原資が十分でないことが大きく影響しており、原資を増加させると実質歳入の格差は減少していき、地方交付税の場合よりも格差が小さくなった。また、原資が増加するに従い実質歳入の平均が減少していることから、オーストラリア型財政調整では行政コストの高いところに手厚い配分がなされていることがわかる。

次に市町村については、現在の地方交付税に比べ一人当たり歳入では格差は拡大するが、実質歳入では格差は縮小する結果となった。市町村の場合には、原資が現在の地方交付税と同じ場合でもオーストラリア型財政調整がかなり機能していると言える。また、都道府県の場合と同様に、原資が増加するに従い実質歳入の格差と平均は減少した。

オーストラリア型財政調整制度と日本の地方交付税制度はどちらも需要要因、もしくは各地方政府のサービス供給コストを考慮したものとなっている。それにもかかわらず上記のように違いが生じる理由は、オーストラリア型財政調整が一人当たり予算収支を均等化しようとする調整を行っていることによるものと考えられる。

上記のようなメリットの他にも、オーストラリア型財政調整は財政移転の総額が税収に完全に連動しているため、日本のような財務省-総務省間の交渉といった政治的要因から自由であり不透明感が少ないという点でも優れた方式であると考えられる。また、配分割合を左右する人口調整係数も、一人当たり収支を均等化するように連邦政府から独立な第三者委員会で算出されているため、政府による恣意性が排除されていると思われる。

本稿では現在の地方交付税制度とオーストラリア型財政調整制度を日本に適用した場合を比較したが、今後の課題としてドイツなど他国の制度を適用した場合との比較が考えられる。

付録

A 人口調整係数

平成8年度から平成12年度までの5カ年度について、モデル1での各都道府県の人口調整係数の一覧が、表9である。同様に、モデル2の場合が表10、モデル4の場合が表11、モデル5の場合が表12である。各市町村の人口調整係数については、膨大になるためページ数の都合で省略する。

山形大学紀要（社会科学）第39巻第1号

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平均
北海道	1.51495	1.45064	1.4128	1.55455	1.63492	1.51357
青森	1.94296	1.9445	1.88161	1.98582	1.82246	1.91547
岩手	2.08041	2.03727	2.14451	2.41243	2.2488	2.18468
宮城	0.61451	0.55186	0.64171	0.95949	1.02634	0.75878
秋田	2.1069	2.28458	2.30456	2.77875	2.72951	2.44086
山形	2.09347	1.94301	2.14908	2.51367	2.44435	2.22871
福島	1.16898	1.04202	1.04963	1.28055	1.34969	1.17817
茨城	0.67763	0.53618	0.44456	0.79734	0.79903	0.65095
栃木	0.87841	0.8569	0.70722	0.9603	0.97689	0.87595
群馬	0.63577	0.70942	0.60722	0.83297	0.96757	0.75059
埼玉	0.05374	0.01902	0.06906	0.26165	0.38173	0.15704
千葉	0.12776	0.08538	0.16552	0.37567	0.39518	0.2299
東京	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0.15491	0.15423	0.06183
新潟	0.72313	0.88013	0.87982	1.2023	1.27386	0.99185
富山	1.62632	1.64617	1.61169	1.81527	1.84148	1.70819
石川	1.42116	1.50959	1.3985	1.58743	1.56163	1.49566
福井	1.80211	1.77326	1.79858	2.26601	2.08907	1.94581
山梨	1.9428	1.90418	2.03437	2.37193	2.13528	2.07771
長野	0.93978	1.09467	1.10362	1.39675	1.29717	1.1664
岐阜	0.90751	0.84362	0.86775	1.1251	1.07816	0.96443
静岡	0.19097	0.14056	0.17265	0.37437	0.41873	0.25946
愛知	0	0	0	0.12831	0.13502	0.05267
三重	1.09014	0.94574	0.89084	1.09347	1.09159	1.02236
滋賀	0.91733	0.99204	1.22412	1.43115	1.41868	1.19666
京都	0.77537	0.81079	0.7245	0.98834	0.99013	0.85783
大阪	0	0	0	0.22502	0.26432	0.09787
兵庫	0.2015	0.23053	0.38452	0.50951	0.64087	0.39339
奈良	1.48809	1.50092	1.51736	1.7068	1.57853	1.55834
和歌山	1.9992	1.99264	2.10909	2.30377	2.36598	2.15414
鳥取	3.5031	3.44069	3.30417	3.70995	3.13179	3.41794
島根	3.16275	3.15446	2.93551	3.23835	3.2284	3.14389
岡山	1.2299	1.22484	1.3528	1.53101	1.39288	1.34629
広島	0.67534	0.78276	0.67829	0.81019	0.74354	0.73803
山口	1.34242	1.31054	1.28984	1.47792	1.43573	1.37129
徳島	2.22777	2.40781	2.33625	2.41177	2.12061	2.30084
香川	1.48015	1.53729	1.5225	1.82546	1.76353	1.62579
愛媛	1.16309	1.28348	1.27219	1.593	1.45086	1.35253
高知	3.19614	3.17972	2.98546	3.05809	3.14819	3.11352
福岡	0.50757	0.44943	0.38494	0.53617	0.56301	0.48822
佐賀	2.258	2.35331	2.29339	2.61272	2.49513	2.40251
長崎	1.64588	1.58811	1.52343	1.82715	1.75554	1.66802
熊本	1.21335	1.3365	1.34455	1.51596	1.39858	1.36179
大分	1.85484	1.94614	1.79319	1.98022	1.82721	1.88032
宮崎	1.96839	2.00347	1.96034	2.31951	2.26256	2.10285
鹿児島	1.15788	1.35265	1.35986	1.57578	1.55216	1.39967
沖縄	1.22875	1.34589	1.2515	1.29029	1.35341	1.29397

表9：各都道府県の人口調整係数（モデル1）

オーストラリア型財政調整による地方交付税改革 - 竹本・鈴木

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平均
北海道	1.67733	1.66591	1.64865	1.50662	1.55045	1.60979
青森	2.01671	2.02555	1.95679	1.80152	1.79463	1.91904
岩手	2.15828	2.14871	2.15695	2.04709	2.0124	2.10469
宮城	0.90207	0.88611	0.91396	0.93298	0.95792	0.91861
秋田	2.21974	2.32617	2.24389	2.24559	2.25976	2.25903
山形	2.03652	1.97459	2.0322	1.96297	1.92881	1.98702
福島	1.39053	1.35065	1.32588	1.30141	1.3001	1.33372
茨城	0.85955	0.78138	0.71844	0.80567	0.81899	0.79681
栃木	1.01517	1.01554	0.93928	1.0102	0.99582	0.9952
群馬	0.88519	0.92436	0.86087	0.88808	0.9368	0.89906
埼玉	0.32843	0.31689	0.34595	0.40216	0.45442	0.36957
千葉	0.41336	0.39502	0.42414	0.48144	0.48899	0.44059
東京	0	0	0	0	0	0
神奈川	0.18073	0.15539	0.17371	0.29759	0.2961	0.2207
新潟	1.40327	1.42158	1.40419	1.37648	1.359	1.39291
富山	1.6771	1.67219	1.66434	1.58581	1.55605	1.6311
石川	1.51444	1.59438	1.57709	1.50985	1.47243	1.53364
福井	2.00121	1.99034	2.06535	1.97802	1.94423	1.99583
山梨	1.92903	1.94037	2.03371	1.9627	1.85337	1.94384
長野	1.32249	1.32118	1.33452	1.33054	1.26682	1.31511
岐阜	1.07385	1.05709	1.08306	1.09283	1.08748	1.07886
静岡	0.51633	0.49276	0.53677	0.56019	0.57332	0.53587
愛知	0.24107	0.20508	0.24197	0.35111	0.34876	0.2776
三重	1.15734	1.08982	1.06265	1.04917	1.03747	1.07929
滋賀	1.10102	1.13521	1.23078	1.18825	1.198	1.17065
京都	0.82961	0.85505	0.82272	0.84862	0.85745	0.84269
大阪	0.23105	0.23249	0.273	0.39729	0.40875	0.30852
兵庫	0.6472	0.64573	0.6604	0.65145	0.69722	0.6604
奈良	1.35377	1.39369	1.39249	1.32653	1.27958	1.34921
和歌山	1.88958	1.88522	1.98979	1.83728	1.92374	1.90512
鳥取	3.01139	3.03052	2.99475	2.80858	2.56439	2.88193
島根	3.1067	3.16702	3.04836	2.8747	2.93351	3.02606
岡山	1.25906	1.25811	1.30445	1.27098	1.21125	1.26077
広島	0.91144	0.99612	0.95223	0.92096	0.9003	0.93621
山口	1.45159	1.4775	1.4785	1.42232	1.39386	1.44475
徳島	2.2266	2.34943	2.31758	2.12737	2.00756	2.20571
香川	1.39822	1.42586	1.42092	1.39882	1.3851	1.40579
愛媛	1.3134	1.37269	1.38955	1.38421	1.33902	1.35977
高知	3.0076	3.01453	2.86308	2.64238	2.65307	2.83613
福岡	0.71078	0.68153	0.64163	0.64489	0.66859	0.66949
佐賀	2.16412	2.25359	2.18143	2.0801	2.02673	2.14119
長崎	1.86207	1.83077	1.82504	1.74352	1.75829	1.80394
熊本	1.43703	1.50011	1.49425	1.38715	1.35078	1.43386
大分	1.94006	1.9895	1.91712	1.79633	1.7098	1.87056
宮崎	2.04827	2.1204	2.08581	1.95543	1.97046	2.03607
鹿児島	1.71929	1.86816	1.83787	1.71599	1.71447	1.77116
沖縄	1.90035	1.94001	1.90245	1.74033	1.70906	1.83844

表10：各都道府県の人口調整係数（モデル2）

山形大学紀要（社会科学）第39巻第1号

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平均
北海道	1.4887	1.43003	1.45322	1.35694	1.39382	1.42454
青森	1.73048	1.73986	1.78015	1.59872	1.48572	1.66699
岩手	1.86596	1.86159	2.03345	1.93778	1.82005	1.90376
宮城	0.91636	0.85999	0.908	0.98804	1.02442	0.93936
秋田	1.90823	2.07132	2.16277	2.20132	2.15748	2.10022
山形	1.89268	1.79908	2.04176	2.00941	1.96238	1.94106
福島	1.30091	1.22582	1.27846	1.22575	1.26166	1.25852
茨城	0.91814	0.81911	0.73512	0.83742	0.84443	0.83085
栃木	1.07929	1.09799	0.96907	0.99218	1.01277	1.03026
群馬	0.91517	0.94848	0.89793	0.88542	0.99479	0.92836
埼玉	0.38506	0.36743	0.35981	0.41551	0.50469	0.4065
千葉	0.45104	0.39248	0.42693	0.4922	0.52544	0.45762
東京	0	0	0	0	0	0
神奈川	0.3674	0.32799	0.26447	0.36709	0.41554	0.3485
新潟	0.96897	1.09384	1.10122	1.15476	1.19091	1.10194
富山	1.65507	1.68282	1.67459	1.57649	1.58858	1.63551
石川	1.50711	1.59065	1.5509	1.4528	1.42605	1.5055
福井	1.88526	1.88883	1.97961	1.99445	1.85143	1.91991
山梨	1.86478	1.87205	2.08754	1.97766	1.8417	1.92874
長野	1.13484	1.25857	1.35046	1.30647	1.23971	1.25801
岐阜	1.07343	1.02155	1.0598	1.07429	1.03431	1.05268
静岡	0.64975	0.65843	0.59861	0.62241	0.66908	0.63966
愛知	0.53534	0.55345	0.44035	0.54943	0.52959	0.52163
三重	1.23805	1.19727	1.1338	1.10336	1.08915	1.15233
滋賀	1.21437	1.27172	1.42343	1.35637	1.37099	1.32737
京都	1.06187	1.08453	1.03939	0.99108	1.01598	1.03857
大阪	0.49373	0.48107	0.43821	0.56293	0.59482	0.51415
兵庫	0.59451	0.5855	0.67002	0.63354	0.70816	0.63835
奈良	1.42992	1.4223	1.47703	1.40821	1.32385	1.41226
和歌山	1.81989	1.84305	1.99739	1.8651	1.90527	1.88614
鳥取	2.95956	2.94651	3.01782	2.89884	2.47769	2.86009
島根	2.72485	2.73492	2.79091	2.575	2.55783	2.6767
岡山	1.30738	1.31233	1.43756	1.35292	1.24188	1.33041
広島	0.94532	1.00657	0.89877	0.84455	0.80439	0.89992
山口	1.45344	1.40343	1.42491	1.32534	1.30218	1.38186
徳島	2.04263	2.18909	2.24263	1.99323	1.81386	2.05629
香川	1.59017	1.60104	1.64681	1.60761	1.54812	1.59875
愛媛	1.25561	1.3947	1.40612	1.39997	1.28344	1.34797
高知	2.69899	2.70858	2.71924	2.40891	2.44173	2.59549
福岡	0.76548	0.71583	0.66482	0.66731	0.66829	0.69635
佐賀	2.0535	2.14515	2.24286	2.14076	2.04132	2.12472
長崎	1.54251	1.51717	1.5167	1.5141	1.43223	1.50454
熊本	1.2386	1.33716	1.38912	1.31417	1.20978	1.29776
大分	1.73283	1.81678	1.7869	1.66504	1.53394	1.7071
宮崎	1.77618	1.81416	1.87411	1.86239	1.81809	1.82899
鹿児島	1.20427	1.33657	1.39372	1.35008	1.33028	1.32298
沖縄	1.17171	1.27199	1.26319	1.10954	1.14592	1.19247

表11：各都道府県の人口調整係数（モデル4）

オーストラリア型財政調整による地方交付税改革 - 竹本・鈴木

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平均
北海道	1.46835	1.44765	1.47136	1.39551	1.41412	1.4394
青森	1.67792	1.68218	1.68455	1.59975	1.58773	1.64643
岩手	1.80452	1.80664	1.86646	1.82417	1.78575	1.81751
宮城	0.94304	0.9222	0.93624	0.95491	0.96924	0.94513
秋田	1.86436	1.95497	1.93512	1.98998	1.98562	1.94601
山形	1.72317	1.67992	1.77053	1.75469	1.71976	1.72962
福島	1.29417	1.27162	1.28546	1.2646	1.25376	1.27392
茨城	0.88393	0.82535	0.77387	0.82845	0.84392	0.8311
栃木	1.00826	1.02491	0.96096	1.02071	1.01494	1.00596
群馬	0.92013	0.93283	0.90465	0.91012	0.95957	0.92546
埼玉	0.44237	0.43652	0.43774	0.47054	0.51853	0.46114
千葉	0.51289	0.48063	0.4932	0.53335	0.55382	0.51478
東京	0	0	0	0	0	0
神奈川	0.39162	0.37393	0.34459	0.40086	0.43463	0.38913
新潟	1.3032	1.31949	1.32413	1.31713	1.29119	1.31103
富山	1.51852	1.51578	1.519	1.48168	1.44909	1.49681
石川	1.39878	1.46341	1.47838	1.44205	1.4034	1.4372
福井	1.82229	1.82314	1.92554	1.86436	1.82114	1.85129
山梨	1.69282	1.71562	1.85236	1.7961	1.72015	1.75541
長野	1.24545	1.24507	1.30878	1.28756	1.2362	1.26461
岐阜	1.03588	1.01637	1.05186	1.06777	1.05817	1.04601
静岡	0.68166	0.68981	0.6788	0.67758	0.70262	0.6861
愛知	0.55629	0.5672	0.51383	0.56669	0.55804	0.55241
三重	1.11614	1.10059	1.06793	1.06293	1.04584	1.07869
滋賀	1.13672	1.15878	1.21253	1.18568	1.20837	1.18042
京都	0.90422	0.91617	0.90163	0.87481	0.89801	0.89897
大阪	0.52499	0.5182	0.49887	0.57142	0.59038	0.54077
兵庫	0.74217	0.72085	0.71836	0.70154	0.72927	0.72244
奈良	1.20158	1.21388	1.23353	1.21271	1.17397	1.20713
和歌山	1.61096	1.61612	1.73	1.65388	1.71466	1.66512
鳥取	2.4687	2.49006	2.55578	2.47629	2.25647	2.44946
島根	2.55123	2.59619	2.63962	2.53735	2.56533	2.57794
岡山	1.17194	1.17047	1.21842	1.20893	1.14943	1.18384
広島	0.94034	0.98883	0.9439	0.92229	0.90991	0.94105
山口	1.35439	1.35261	1.37827	1.3398	1.31745	1.3485
徳島	1.89638	1.98749	2.02493	1.92417	1.83514	1.93362
香川	1.33497	1.32939	1.3524	1.34198	1.31876	1.3355
愛媛	1.21152	1.28024	1.30533	1.30413	1.25409	1.27106
高知	2.44621	2.4533	2.42794	2.32274	2.29896	2.38983
福岡	0.75614	0.72693	0.7003	0.70512	0.71554	0.72081
佐賀	1.84242	1.91319	1.93761	1.88819	1.82678	1.88163
長崎	1.5812	1.56254	1.59567	1.56886	1.55425	1.57251
熊本	1.27184	1.318	1.34413	1.28773	1.24067	1.29247
大分	1.66103	1.70046	1.69875	1.638	1.54667	1.64898
宮崎	1.7178	1.77198	1.80417	1.74289	1.74411	1.75619
鹿児島	1.48829	1.58916	1.61123	1.55486	1.54507	1.55772
沖縄	1.57326	1.60776	1.63731	1.55196	1.51333	1.57672

表12：各都道府県の人口調整係数（モデル5）

参考文献

- Commonwealth Grants Commission (2008) “ Report on State Revenue Sharing Relativities 2008 Update ”.
- 花井清人 (2006) 「水平的財政平衡原則の二元的運用：オーストラリア」, 持田信樹 (編) 『地方分権と財政調整制度』, 東京大学出版会, 第5章, 83 - 105頁.
- 金内雅人 (2000) 「地方税財源の充実確保に関する実証的研究」, 『地域政策研究 (日本政策投資銀行地域政策研究センター)』, 第1巻.
- 自治体国際化協会 (2004) 「オーストラリアの政府間財政関係概要」. CLAIR REPORT 第255号.
- 田平正典 (1996) 「国と地方の補助金の最適配分について - 地域間公平の観点よりの接近」, 『彦根論叢』, 第299巻, 231 - 252頁.
- 橋都由加子 (2005) 「オーストラリアの連邦・州間財政調整制度 - 効果と課題 - 」. PRI Discussion Paper Series No.05A - 21, 財務総合政策研究所.
- 岩田由加子 (2003a) 「付加価値税導入と政府間財政関係 - オーストラリアにおける2000年税制改革 (上)」, 『自治研究』, 第79巻, 第4号, 110 - 119頁.
- 岩田由加子 (2003b) 「付加価値税導入と政府間財政関係 - オーストラリアにおける2000年税制改革 (下)」, 『自治研究』, 第79巻, 第6号, 115 - 130頁.
- 山中俊亮 (2005) 「道州制と地域間財政調整：ドイツ型財政調整手法を用いたシミュレーション」, 『KGPS review (関西学院大学)』, 第4巻, 43 - 66頁.
- 西森光子 (2003) 「オーストラリアの政府間財政調整 - その概要と近年の動向 - 」, 『レファレンス』, 第633巻, 43 - 52頁.

Reform of Local Allocation Tax : Applying Australian GST Grants System to Japan

TAKEMOTO Toru

(Part-time Lecturer, Faculty of Economics, Meikai University)

SUZUKI Akihiro

(Department of Law, Economics and Public Policy, Faculty of Literature and Social Sciences)

This paper compares the difference in fiscal status between Australian financial adjustment system (GST grants system) and Japanese local allocation tax grants. For that purpose, this paper simulates the system using Japanese fiscal data. Targets of this simulation are not only 47 prefectures but also 3,200 municipalities. In consequence, it is concluded that Australian system reduces the difference in the real revenue among the local governments.